

平成 28 年 7 月 26 日

各高齢者福祉施設長 様

兵庫県健康福祉部高齢社会局長

施設における安全管理の徹底等について

本日早朝、相模原市の障害者施設において、痛ましい事件が発生し、多数の入所者がお亡くなりになりましたことに、謹んで哀悼の意を表します。

このような事案は決してあってはならないことであり、極めて遺憾な事態であるため、高齢者福祉施設においても、改めて下記にご留意をいただき、施設における安全管理の徹底及び適切な業務管理の確保が図られますようお願いいたします。

記

1 安全管理の徹底

門扉の施錠、鍵の管理の徹底など不審者の侵入防止対策に万全を期するとともに、日頃から所管の警察署との連絡体制を確保すること。

また、不審者が侵入した場合には、速やかに警察署に連絡するなど、安全管理体制について見直しを行い、職員に対して徹底すること。

2 適切な業務管理体制の確保

職員 1 人 1 人の努力のみに業務を任せることは、職員のストレスが溜りやすくなり、不適切なケアにつながる虞れがあることから、日頃から職員の状況、職場環境の問題等を把握するとともに、定期的な職員研修の実施、過度な精神的負担とならない勤務体制の確保、職員との個別面談の実施など、適切な業務管理体制を実施すること。